

令和3年1月15日

第204回国会（常会）総務省提出予定法律案等

I. 提出予定法案

件名	担当部局
地方交付税法等の一部を改正する法律案	自治財政局交付税課 (03-5253-5623)
国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案	国際戦略局技術政策課 (03-5253-5727)
地方税法等の一部を改正する法律案	自治税務局企画課 (03-5253-5658)
地方交付税法等の一部を改正する法律案	自治財政局交付税課 (03-5253-5623)
地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案（仮称）	自治行政局 市町村課行政経営支援室 (03-5253-5519)
特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案	総合通信基盤局 電気通信事業部消費者行政第二課 (03-5253-5988)
放送法の一部を改正する法律案	情報流通行政局放送政策課 (03-5253-5381)

II. 継続法案

件名	担当部局
地方公務員法の一部を改正する法律案	自治行政局公務員部公務員課 (03-5253-5542)

（備考）「日本放送協会令和3年度収支予算、事業計画及び資金計画」を国会の承認案件として提出予定（情報流通行政局放送政策課）

（連絡先）
大臣官房総務課
担当：中井課長補佐、須賀課長補佐
電話：（代表）03-5253-5111（内線）5088
（直通）03-5253-5088
FAX：03-5253-5093

第204回国会（常会）総務省提出予定法律案等

I. 提出予定法案【7件（予算関連2件、その他5件）】

予算 関連	件 名	要 旨
	地方交付税法等の一部を改正する法律案	地方財政の状況等に鑑み、令和2年度における地方交付税の総額を確保するため所要の加算措置を講ずるとともに、同年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額するほか、同年度に限り、地方税の減収によって適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足が生ずると認められる場合に地方債を起すことができることとする。 (近日中)
	国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案	将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な情報通信技術の創出を推進するため、国立研究開発法人情報通信研究機構について、高度通信・放送研究開発に係る助成金交付業務の対象を拡大するとともに、当該業務並びに情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関する業務のうち一定の要件を満たすものに要する費用に充てるための基金を設ける。 (近日中)
※	地方税法等の一部を改正する法律案	現下の社会経済情勢を踏まえ、令和3年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税等の税負担の調整、住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率の特例措置の適用期限の延長、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の税率区分等の見直し等を行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。 (1月下旬)
※	地方交付税法等の一部を改正する法律案	地方団体の必要とする行政経費の財源を適切に措置するため、地方交付税の総額について改正を行うとともに、地方交付税の算定方法の改正等を行う。 (1月下旬)
	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案（仮称）	国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システム（仮称）の標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。 (2月上旬)
	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案	特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者が増加する中で、発信者情報の開示請求についてその事案の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、発信者情報の開示請求に係る新たな裁判手続を創設するとともに、開示関係役務提供者の範囲を見直す等の措置を講ずる。 (2月下旬)

	放送法の一部を改正する法律案	近年の放送をめぐる環境の変化を踏まえ、日本放送協会の受信料の適正かつ公平な負担を図るために還元目的積立金（仮称）に関する制度等を整備するとともに、他の放送事業者等による責務の遂行に対する日本放送協会の協力に係る努力義務規定を整備する等の措置を講ずる。 (2月下旬)
--	----------------	---

(注)「要旨」欄の()内は、国会提出予定時期を示す。

II. 継続法案【1件】

件名	要旨
地方公務員法の一部を改正する法律案	地方公務員の定年の基準となる国家公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられること等を踏まえ、地方公務員に係る管理監督職勤務上限年齢（仮称）による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務（仮称）の制度を設ける等の措置を講ずる。

また、「日本放送協会令和3年度収支予算、事業計画及び資金計画」を国会の承認案件として提出予定